

II 地方特例交付金

1 地方特例交付金とは

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金のことです。不交付団体にも交付されます。

2 令和元年度に交付される地方特例交付金

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されています。

(2) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために今年度から新たに交付されます。

3 埼玉県（市町村分）交付金の額

88億3,513万円

前年度と比較して16億252万円（+22.2%）増加しました。

（単位：千円、%）

項目	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方特例交付金	8,835,130	7,232,610	1,602,520	22.2
個人住民税減収補填特例交付金	8,158,973	7,232,610	926,363	12.8
自動車税減収補填特例交付金	528,172	—	528,172	皆増
軽自動車税減収補填特例交付金	147,985	—	147,985	皆増